

—いじめと不登校—

心理カウンセラー
子ども相談室「モモの部屋」主宰 内田 良子

はじめに

昨年10月11日、大津市立中学2年の少年が自宅マンション14階から飛び降り、自らの命を断ちました。同級生3人から苛酷ないじめを受けており、両親は今年2月に市と同級生らに損害賠償を求めて裁判をおこしました。当初校長は「いじめはなかった」と言明していましたが、遺族は原因を究明するためにアンケート調査を求めました。アンケートの内容が明らかになり、暴行や金銭強要などいじめの実態の深刻さと学校及び市教育委員会（以下、市教委）の対応の不誠実さと隠蔽体質に社会の不信感が向けられ、批判が噴出しました。

繰り返される子どものいじめ自殺

子どもがいじめを訴えて命を断つ事態が多発し、社会問題化するようになり、過去3回マスコミが大きく取上げたピークがありました。最初は1986年、東京都中野区で中学2年の鹿川祐史君が「このままじゃ『生きジゴク』になっちゃうよ」と遺書を残し盛岡市の駅ビルのトイレで命を断ちました。生前、教室で葬式ごっこが行なわれ、4人の教員が色紙に送る言葉を書いていたことがわかり、驚きの波紋が広がりました。

1994年、愛知県西尾市で中学2年の大河内清輝君が2学期の期末テストの前日に自宅で命を断ちました。残されたノートからいじめグループから多額の金品を脅し取られ暴力を受けていた実態が明らかになりました。母親が「命を断つくらいなら登校拒否をしてくれればよかった」と嘆き、不登校の子をもつ親たちの記憶に深く刻みこまれました。

2005年9月、北海道滝川市で小学6年の松木友音さんが7通の遺書—私が死んだ

ら読んで下さい—を教卓に置いて、教室で首を吊り命をたちました。市教育委員会はいじめを認めず、遺族は真実を知りたいと裁判に訴えました。裁判所はいじめの事実をほぼ全面的に認めた上で和解に導きました。

いずれの事件も社会の注目を大きく集め、市民社会は子どもたちが孤立と絶望から命を絶つことがないように真剣に考え議論し教育現場への提案もしましたが、「学校の壁」は越えられず、いじめ自殺は後を断ちません。学校というシステムが内包する病理を切開しない限り、今後もいじめで命を絶つ子どもは続くことでしょう。

学校の隠蔽体質が招いた事態

大津の事件が社会の注目と批判を浴びたのは、いじめの内容の悪質さとその実態をアンケート調査で把握していたにもかかわらず、市教委が「いじめはあったが自殺との因果関係は不明」と調査を打ち切り問題を隠蔽しようとしたことにあります。滋賀県警も遺族から金銭問題などをめぐって三回に渡り相談を受けながら被害届を受理していませんでした。大人たちの鈍い対応は、学校に巣喰ういじめの病巣に栄養を与え、いじめる側の子どもたちを増長させ、いじめに気付き止めたいと思う子どもたちの良心や正義感を委縮させてしまう可能性があります。

今回県警は世論の風当りをかわすために、昨年9月末にあった体育大会で同級生3人が少年の手足をはちまきで縛った暴行の容疑で、中学校と市教委に捜査に入り、関係書類を押収しました。夏休みに入った7月26日からは生徒たち300人規模で事情聴取を行いました。捜査員は「話すうちに、

自責の念から泣き出す生徒が多かった」と話しています。「見て見ぬふりをした」「いじめに気付くことができず、自殺を止めることができなかつた」と自責の念に苦しむ子どもたちの様子が報道されています。学校の教職員がアンケートを手がかりに生徒たちから直接話を聞き取り、痛みと悲しみを共有しながら実態を聴取していたら子どもたちを警官の事情聴取に曝し心の傷を深くするという事態を招かなくてすんだのだと思います。学校と教委がいじめの事実を隠蔽しようと保身に走った結果、警察による学校への立入り捜査を招いてしまったのです。生徒と教職員の関係を無力化し、学校への不信感が形成される最悪の展開になりました。

保健室はいじめの生徒も見える

報道によれば、養護教員は自殺直後に作成された学校側の聞き取りメモで、いじめをしたとされる同級生の様子がおかしいと担任に伝えていました。自殺した少年と同級生は直前の10月4日に一緒に保健室を訪れています。同級生は「しゃべり口調がイライラするので殴った」と言い、手に湿布を貼ってもらい、少年は「鼻とほっぺを殴られた」と手当てを受けています。養護教員は殴った同級生が一学期より粗暴になっていると気づき、担任の机に書き置きを残し、口答でも「放課後、話聞いてや」と話しかけています。教頭や2年生の学年主任ら5人にも「たいへん様子がおかしい」と指摘。5日の朝の学年打ち合わせでも養護教員の指摘が報告されています。養護教員は状況を具体的に把握し、いじめの子への対応を喚起していたのです。

5日には女子生徒が「トイレでいじめられている」と担任に伝えましたが、担任が駆けつけた時には騒ぎは収まっていたため、放課後双方から改めて話を聞いています。双方ともケンカだと言ったため、ケンカだと判断し双方の親を指導のため呼び経緯を伝え、殴った生徒の母親に「イライラして粗暴な行動が多くなっている」と注意して

います。その後担任や学年主任らが15分間協議し「ケンカ」と判断した上で「友人関係の変化を見まもう」との結論で一致したということです。

その後少年は7日(金)に1人で保健室を訪れ「2学期から(同級生が)殴るのがきつくなつた」と話しています。この日が最後の登校になりました。

この経過で注目されるのはいじめている側の子どもの様子です。加害者側の行動も保健室からはよく見えるということです。暴力をふるったり粗暴な言動をする生徒たちとどうかかわるかが、教員集団に問われているといえましょう。この時期は中間テストに当たっており生徒のストレスは倍加して負のエネルギーが捌け口を求めていました。

情報が共有されない学校

少年の自殺後に実施されたアンケートの集計結果について、学内では共有されていませんでした。約60人いる教職員のうち約10人にしか知らされていなかったということです。職員会議のような場で当然、全体に報告されているものと市民は思いますが、社会の注目と関心を一身に浴びた今回の事件ですらその内容を知らされていないとすれば、日常の学校生活で起きる事件などの情報を共有することはなかったことでしょう。管理職の指導力に疑問を抱くとともに、学校というシステムの空洞化が深く進行していることを見せつけられた気がします。学校がこうした体制下にあることに生徒達は敏感です。子どもたちの暴走をコントロールすることは難しく、いじめの種は次々にまかれ、暴力が等閑視されれば、事態は坂道を転げおちるように悪化していきます。情報を共有することで教員集団の連係が生まれ、いじめへ抑止力が働くようになるのです。

子どもの自殺は続いている

いじめのよる自殺に心を痛めて報道機関からは「いじめられている君へ」「いじめられている君へ」と著名人や識者、タレントなどから子どもたちへのメッセージが発信されています。心を打つ文章が綴られていますが、子どもたちの許まで届いていないようです。大人のメディアである新聞や雑誌を読む子どもたちは限られています。登校拒否をしいじめの現場である学校を離れた不登校の子どもはよく新聞を読みますが、こまねずみのように忙しく学校生活を送っている子どもたちには縁が遠いのです。

今年も又、夏休みが終る8月後半から新学期の始まった9月にかけて、全国各地から子どもたちの自殺が報じられています。

- 8月13日・品川区で通信制高校2年生の少女が区民会館7階から飛び降り自殺。
- 8月16日・茨城県常陸太田市で中学2年の少年が自殺。同級生男子3人から「死ね」と書かれたメールが届き遺書のメモにも3人から「いじめられた」と書いてあった。
- 8月22日朝8時・高松市内の11階マンションから中学1年の少年が飛び降り自殺。
- 8月24日・さいたま市で中学3年の少女が自宅近くのマンションから飛び降り自殺、友人関係で悩んでいた。
- 8月27日・大阪府枚方市で中学3年の少年が22階のマンションから飛び降り自殺。この日が2学期の始業式だった。
- 9月2日・兵庫県川西市で県立高校2年の男子が自宅で首をつって自殺、始業式の前日だった。学校で「ムシ」「菌」とよばれいじめを受けていた。
- 9月3日・熊本市で小学6年の少女が自宅3階から転落し意識不明の重体。この日が始業式で「宿題ができてないから学校へ行きたくない」と話していた。
- 9月5日・札幌市で中学1年の少年が自宅マンションから飛び降り自殺。生徒手帳に「いじめられていて死にたい」「死

んだらどうなるか知りたい」と走り書き。

- 9月26日・品川区立中学1年の少年が自宅で自殺、5月頃から避けられたり無視されていた。

この他にもまだ何人もの子どもが命を断っています。共通するのは2学期始まる当日か前日が多いことです。命を断っていく子どもは学校に休まず行こうとして校内まで辿りつけずに死を選んでいることです。いじめや先生の厳しい指導や部活の過労などで、心身ともに傷ついている子どもたちです。長い休みでひと息ついた後、居場所のない学校の始まりは、とりわけ辛いものがあります。休むという選択肢を知らないのです。

2学期は不登校のシーズン

夏休みあけは学校を休み始める子が増えるシーズンでもあります。夏休みの宿題はほとんど手をつけておらず、夏休みの終る頃には心身の体調を崩します。1学期に身体の具合が悪くさみだれ登校をしていた子がよくいます。朝がなかなか起きられず、頭が痛い、お腹が痛い、気持が悪いと訴えます。登校時間が迫るなか、「学校はどうするの」と親が問い質すと「学校へは行きたい」という子がよくいます。具合が悪い子に「どうするの」と問うのは「学校へ行きなさい」という裏メッセージが含まれているからで「休みたい」と言えないのです。親子ですったもんだの挙句、「親が送ってくれたら行けるかもしれない」と言います。子どもは「1人では行かれない」と言っているのですが、学校を休ませたくない親は車で送って行きます。

校内までも送り届けても「教室がこわい」「先生がこわい」「クラスメートがこわい」と、こわさを訴えて立ちすくみます。子どもたちはいじめや教師のパワーハラスメントにあっていて教室に居場所がないため、閉鎖空間と集団がこわいのです。

学校を休む権利

首都圏の大学生や短大生を対象に東京成徳大学の深谷和子氏がいじめについて調査をした結果は、いじめが子どもに与える被害の深刻さを数字で示しています。

いじめで一番辛かった時の心境
 学校を休みたいと思った
 男子 70%・女子 90%
 死にたいと思った
 男子 40%・女子 50%

子どもたちが学校を休む権利を自らの危機的状況に即して行使できれば、いじめに絶望して命を断つことを回避できるでしょう。不登校は命の非常口なのです。

2009年、不登校をしている子どもたちは国連子どもの権利条約を学び自らの権利を「不登校の子どもの権利宣言」にまとめました。

一、教育への権利

私たちには、教育への権利がある。学校へ行く・行かないを自身で決める権利がある。義務教育とは、国や保護者が、すべての子どもに教育を受けられるようにする義務である。子どもが学校へ行くことは義務ではない。

四、安心して休む権利

私たちには、安心して休む権利がある。おとなは、学校やそのほかの通うべきとされたところに、本人の気持ちに反して行かせるのではなく、家などの安心できる環境で、ゆっくり過ごすことを保障してほしい。

十一、不登校をしている私たちの生き方の権利

おとなは、不登校をしている私たちの生き方を認めてほしい。私たちと向き合うことから不登校を理解してほしい。それなしに、私たちの幸せはうまれない。

十三、子どもの権利を知る権利

私たちには、子どもの権利を知る権利がある。国やおとなは子どもに対し、子どもの権利を知る機会を保障しなければならない。子どもの権利が守られているかどうかは、子ども自身が決める。

この権利宣言の全文を資料に掲載しました (P5 資料)。学校の通う全ての子どもと保護者にこの宣言を伝えることが必要です。休む権利があることを知ったら、子どもたちは自分の判断で命をまもる行動がとれるのです。

Profile 内田 良子 (うちだ りょうこ) 心理カウンセラー

佼成病院 心理室心理相談員・立教大学非常勤講師・
 国民教育文化総合研究所 研究員を経て

子ども相談室「モモの部屋」主宰・東京都内保健所心理相談員
 NHK ラジオ第一つながるラジオ「子どもの心」相談アドバイザー

著書

- ・『子ども達が語る登校拒否』編著 (世織書房、1993年)
- ・『親たちが語る登校拒否』編著 (世織書房、1995年)
- ・『カウンセラー良子さんの子育てはなぞとき』(ジャパンマシニスト、2004年)
- ・『カウンセラー良子さんの幼い子のくらしとこころ Q&A』(ジャパンマシニスト、2005年)
- ・『登園しぶり 登校しぶり』(ジャパンマシニスト、2009年)



不登校の子どもの権利宣言

前文

私たち子どもはひとりひとりが個性を持った人間です。しかし、不登校をしている私たちの多くが、学校に行くことが当たり前という社会の価値観の中で、私たちの悩みや思いを、十分に理解できない人たちから心無い言葉を言われ、傷つけられることを経験しています。

不登校の私たちの権利を伝えるため、すべてのおとなたちに向けて私たちは声をあげます。

おとなたち、特に保護者や教師は、子どもの声に耳を傾け、私たちの考えや個々の価値観と、子どもの最善の利益を尊重してください。そして共に生きやすい社会をつくっていきませんか。

多くの不登校の子どもや、苦しみながら学校に行き続けている子どもが、一人でも自身に合った生き方や学び方を選べる世の中になるように、今日この大会で次のことを宣言します。

一、教育への権利

私たちには、教育への権利がある。学校へ行く・行かないを自身で決める権利がある。義務教育とは、国や保護者が、すべての子どもに教育を受けられるようにする義務である。子どもが学校に行くことは義務ではない。

二、学ぶ権利

私たちには、学びたいことを自身に合った方法で学ぶ権利がある。学びとは、私たちの意思で知ることであり他者から強制されるものではない。私たちは、生きていく中で多くのことを学んでいる。

三、学び・育ちのあり方を選ぶ権利

私たちには、学校、フリースクール、フリースペース、ホームエデュケーション(家で過ごし・学ぶ)など、どのように学び・育つかを選ぶ権利がある。おとなは、学校に行くことが当たり前だという考えを子どもに押し付けないでほしい。

四、安心して休む権利

私たちには、安心して休む権利がある。おとなは、学校やそのほかの通うべきとされたところに、本人の気持ちに反して行かせるのではなく、家などの安心できる環境で、ゆとり過ごすことを保障してほしい。

五、ありのままに生きる権利

私たちは、ひとりひとり違う人間である。おとなは子どもに対して競争に追いつけたり、比較して優劣をつけてはならない。歩む速度や歩む道は自身で決める。

六、差別を受けない権利

不登校、障がい、成績、能力、年齢、性別、性格、容姿、国籍、家庭事情などを理由とす

る差別をしてはならない。

例えばおとなは、不登校の子どもと遊ぶと自分の子どもまでもが不登校になるという偏見から、子ども同士の関係に制限を付けないでほしい。

七、公的な費用による保障を受ける権利

学校外の学び・育ちを選んだ私たちにも、学校に行っている子どもと同じように公的な費用による保障を受ける権利がある。

例えば、フリースクール・フリースペースに所属している、小・中学生と高校生は通学定期券が保障されているが、高校に在籍していない子どもたちには保障されていない。すべての子どもが平等に公的費用を受けられる社会にしてほしい。

八、暴力から守られ安心して育つ権利

私たちには、不登校を理由にした暴力から守られ、安心して育つ権利がある。おとなは、子どもに対し体罰、虐待、暴力的な入所・入院などのあらゆる暴力をしてはならない。

九、プライバシーの権利

おとなは私たちのプライバシーを侵害してはならない。

例えば、学校に行くよう説得するために、教師が家に勝手に押しかけてくることや、時間に関係なく何度も電話をかけてくること、親が教師に家での様子を話すこともプライバシーの侵害である。私たち自身に関することは、必ず意見を聞いてほしい。

十、対等な人格として認められる権利

学校や社会、生活の中で子どもの権利が活かされるように、おとなは私たちを対等な人格として認め、いっしょに考えなければならない。子どもが自身の考えや気持ちをありのままに伝えることができる関係、環境が必要である。

十一、不登校をしている私たちの生き方の権利

おとなは、不登校をしている私たちの生き方を認めてほしい。私たちと向き合うことから不登校を理解してほしい。それなしに、私たちの幸せはうまれない。

十二、他者の権利の尊重

私たちは、他者の権利や自由も尊重します。

十三、子どもの権利を知る権利

私たちには、子どもの権利を知る権利がある。国やおとなは子どもに対し、子どもの権利を知る機会を保障しなければならない。子どもの権利が守られているかどうかは、子ども自身が決める。

二〇〇九年八月二十三日

全国子ども交流合宿「ばおばお」参加者一同